

# 中型さけ・ます流し網漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第3班までご連絡下さい。

電話番号: 03-3502-8479(直通)  
FAX番号: 03-3501-1019

(令和3年1月1日現在)

※操業区域は最下部参照。

許可番号	船名	総トン数	操業区域
北流第2008号	第七十一寿々丸	159	※
山流第2302号	第三十八正徳丸	164	※

(操業区域)

北緯46度7秒の線以南、北緯37度11秒の線以北の日本海の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。

- 北緯45度8秒の線以北、東経140度39分46秒の線以東の海域
- 北海道礼文郡礼文町カラナイ岬突端、北緯43度43分32秒の線と同道小樽市高島岬突端正北の線との交点、同道積丹郡積丹町神威岬突端北西の線と同道寿都郡寿都町弁慶岬突端正北の線との交点、同突端正北の線と北緯43度9秒の線との交点、同道久遠郡せたな町茂津多岬突端正西の線と同道奥尻郡奥尻町稲穂岬突端正北の線との交点、同突端正北7海里の点、北緯42度22分9秒東経139度4分47秒の点、北緯41度57分9秒東経139度4分48秒の点、同町青苗岬突端と同道松前郡松前町小島東端とを結ぶ線上青苗岬突端から7海里の点、小島東端、同町松前灯台中心点と青森県西津軽郡深浦町鱸作埼灯台中心点正西20海里の点とを結ぶ線と小島東端と同県北津軽郡小中泊町権現埼突端とを結ぶ線との交点、鱸作埼灯台中心点正西20海里の点、秋田県男鹿市入道埼灯台中心点正西20海里の点、山形県酒田市飛鳥灯台中心点北西5海里の点、新潟県岩船郡粟浦村粟島灯台中心点北西10海里の点、同県佐渡市弾埼灯台中心点正北15海里の点、同市沢崎鼻灯台中心点南西30海里の点及び同県上越市鳥ヶ首岬灯台中心点を順次に結ぶ線以東の海域
- 新潟県上越市鳥ヶ首岬灯台中心点、同県佐渡市沢崎鼻灯台中心点南西30海里の点、石川県珠洲市祿剛埼突端北西30海里の点、同県輪島市猿山岬灯台中心点北西30海里の点及び同県加賀市加佐岬突端北西30海里の点を順次に結ぶ線以南の海域
- 北海道松前郡松前町大島周囲最大高潮時海岸線から5海里以内の海域
- 北海道松前郡松前町小島周囲最大高潮時海岸線から5海里以内の海域
- 新潟県佐渡市佐渡島周囲最大高潮時海岸線から15海里以内の海域
- 石川県輪島市舳倉島周囲最大高潮時海岸線から15海里以内の海域

(注) 操業区域内での操業であっても、漁業法(昭和24年法律第267号)第44条第1項及び第2項に基づく条件や漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の操業制限等により、禁止区域等の規制があります。